奈良県立民俗博物館蔵書

奈良県立　　（通巻第79号）

民俗博物館だより

Vol. 26 No. 1
1999. 8. 31

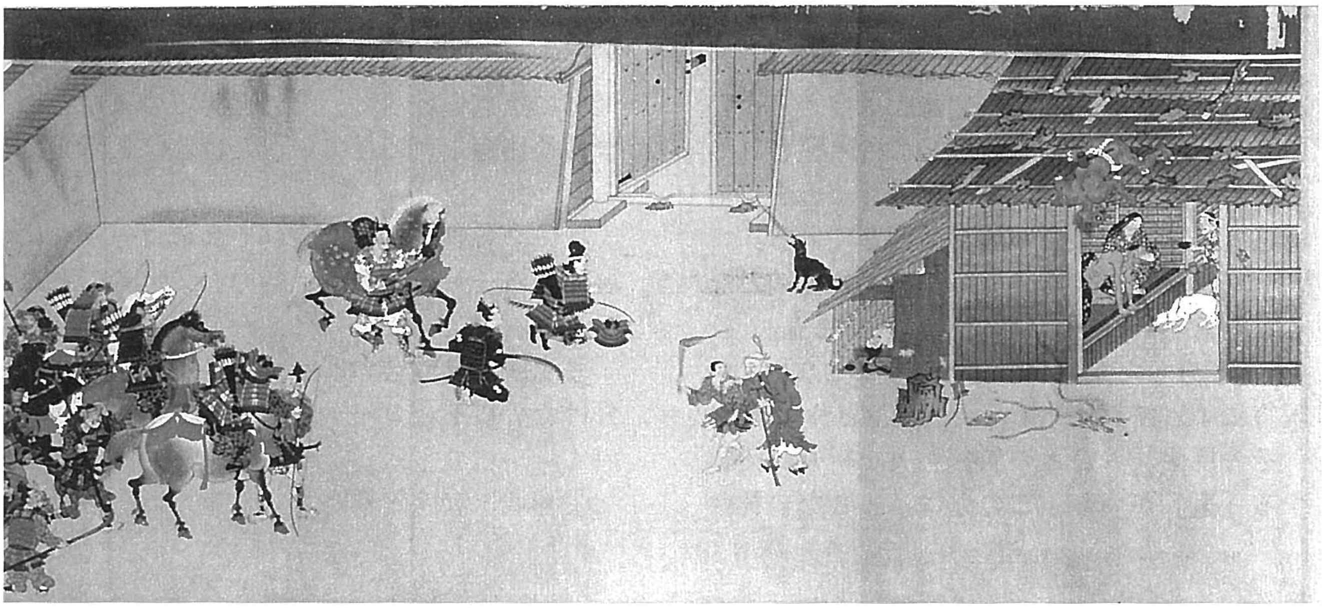

（春日本）『春日権現験記』［部分］（春日大社蔵）▲

目　　次

平成11年　特別展
鬼・まじないの世界　ー鬼が鬼を制する諸相……………… 1

研究ノート
御戴餅について(2)………………………………………………… 4

民俗資料の聞き書き短信㉙
下市町阿知賀瀬之上・光明寺蔵の当麻曼荼羅について…… 6

お知らせ………………………………………………………… 7

平成11年度　特別展

鬼・まじないの世界ー鬼が鬼を制する諸相ー展

期間　平成11年９月18日(土)〜11月14日(日)

奥野義雄

□展覧会要旨

鬼にかかわる信仰、行事、そして伝説・説話は、古来からある。とくに、『日本書紀』、『続日本紀』などには、「鬼」の現われる記述がある。そして、記録に描写される以外に、鬼は、古代瓦（鬼瓦・軒丸瓦など）にも具象化されている。また、諸々の絵巻物・挿図などにも「鬼」が描き出されている。

このように「鬼」は奈良時代以前から今日に至るまで語り、描き、そして具象化されつづけてきた。そして、鬼は、くらしの中に溶け込み、さまざまな領域で活動している。

しかし、鬼は人々の災いや病いの元凶となると考えられて久しい。ゆえに、「悪鬼」「疫鬼」「邪鬼」として、神仏の力やまじない札＝呪符によって封じ込められ、退治されてきた。

その反面、人びとの無病息災を祈り、活躍する「鬼」がいる。この鬼は、まじない札＝呪符の中で、神・仏の神力・法力とともに疫鬼や悪鬼を退散・退治していくことが、数多く見られる。そこには、<鬼が鬼を制する>さまざまな様相がある。

本展覧会では、古代以来、このような<鬼>が人びととのかかわりの中で疫鬼・悪鬼を制するさまざまな様子を窺うことにしたい。とくに、ここでは主に<鬼>と<まじない>の世界に焦点を絞って、その世界での人びとの信仰的側面を垣間見ていただければと考えてる。

次に、各コーナーとそれぞれのコーナーに展示する一・二の資料を紹介していくことにしよう。

まず、本展覧会の展示コーナーは、六つに分けた。以下、コーナーのタイトルを掲げていく。

①都城・寺院・家宅を守る鬼たちー古代・

▲古代・鬼面文鬼瓦（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵）

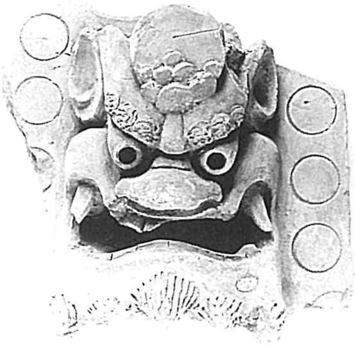

▲近世・鬼面文鬼瓦（奈良市・興福寺蔵）

▲中世・鬼面文鬼瓦（奈良市・興福寺蔵）

▲鐘馗像鬼瓦（奈良市・小林章男氏蔵）

中世・近世の鬼瓦－
②疫鬼を退治する追儺
③鬼神・百鬼夜行－さまざまな鬼の諸相
④記録に現れる鬼・まじないの様相
⑤疫鬼・悪鬼を退散させるまじない札＝呪符
⑥現代に息づく鬼・まじない

この六つのコーナーでは、それぞれのタイトルに沿った考古資料、美術品、文献史料、民俗資料などを展示している。

①のコーナーでは、古代・中世・近世の鬼瓦を展示している。平城京跡出土の鬼面文鬼瓦をはじめ、飛鳥時代の鬼面文軒丸瓦、興福寺境内出土の中世以後の鬼面文鬼瓦（以下、鬼瓦と略）などを展示している。

鬼瓦は、都城や寺院などを疫鬼（疫神）から護るために屋根に葺かれたと言われている。また、家宅でも、鬼瓦が用いられ、家護りとしていた。

②のコーナーでは、鬼を駆逐する現行の追儺をジオラマ風に再現した。再現した追儺から、かつて宮中でおこなわれていた追儺の一端を想像する機会を設けた。また、追儺に関する文献史料も展示している。

③のコーナーでは、さまざまな鬼の様相を描いた『百鬼夜行絵巻』や鬼神に関する記録類（主に古典文学）を展示している。原在中作の『百鬼夜行絵巻』には、鬼の様相が細かく描写されている。また、この絵巻物には、鬼以外に妖怪の類いも描かれている。

④のコーナーでは、古来から「鬼」「まじない」が記述されてきたことを、『延喜式』をはじめ、古典文学（『古今著聞集』や『沙石集』ほか）などを展示している。

また、中世の『和合祭文』や『離別祭文』（いずれも重要有形民俗文化財）を展示して、祭文にも「天罡星（鬼神）」という呪文が用いられていることを理解する一助とした。この「天罡星」は、後世に「天罡星鬼神」あるいは「天罡鬼神」と書かれるようになる。

⑤のコーナーでは、古代から中・近世に至

▲北斎漫画［鐘馗像］（奈良県立奈良図書館蔵）

▲追儺面（八尾天満宮）

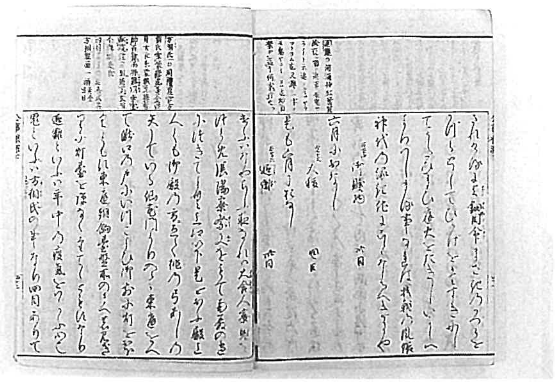

▲公事根源註釈（奈良県立奈良図書館蔵）

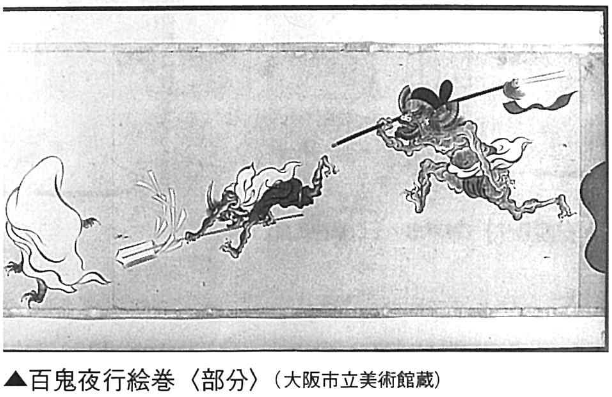

▲百鬼夜行絵巻〈部分〉（大阪市立美術館蔵）

までの＜まじない札＞とまじないに関連する記録（『諸事心得帳』ほか）や病人のいる家の路上で祈祷（おそらく＜まじない＞であろう）した跡を描いた『春日権現験記』（絵巻物）などを展示している。（表紙参照）

とくに、＜まじない札＞は、主に「蘇民将来子孫之家（宅）」（現時点で壬生寺所蔵のものが一番古い）、「天罡星（鬼神）」と墨書されたものを展示し、古代以後、二つの＜まじない札＞が途切れることなく受け継がれてきたことを知る手掛かりになればと考えている。

⑥のコーナーでは、現代社会でいまも息づいている「鬼」と「まじない」に関する資料－名越（夏越）祓の「蘇民将来」呪符、節分の「蘇民将来　天罡鬼」云々という呪符や鬼札、「鬼　鬼　鬼」と書かれた安産（祈願）呪符、地鎮めの呪符（符札）、ほか —— を展示している。

以上、各コーナーの主な史・資料や美術品などを紹介したが、これら以外にも多くの史・資料などを展示している。

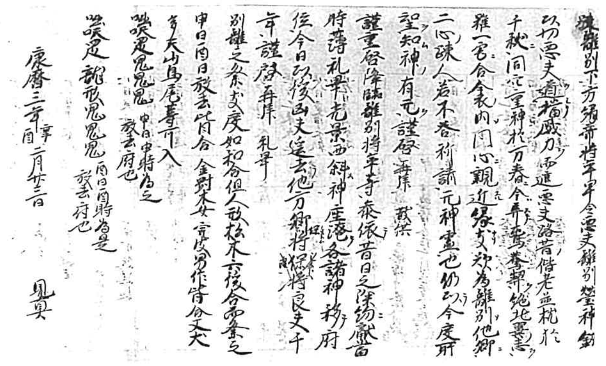

▲重民・離別祭文（奈良市・元興寺蔵）

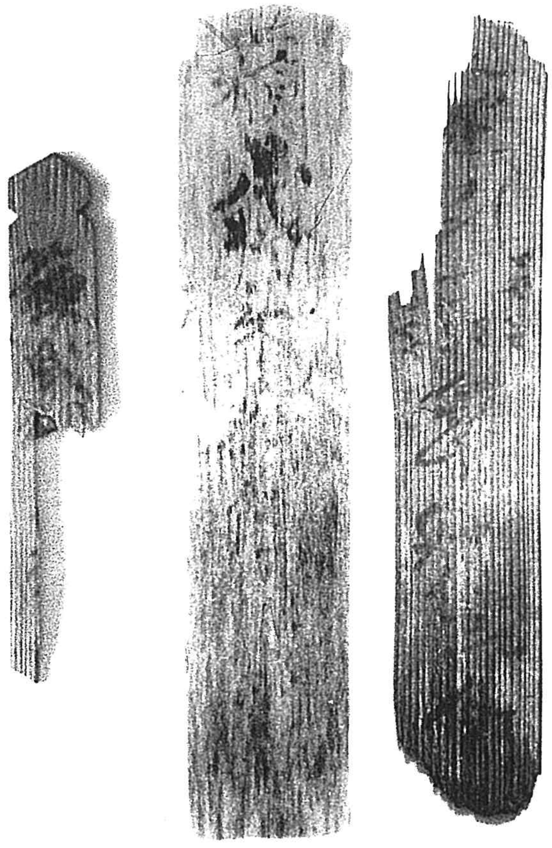

▲古代　呪符（京都市・壬生寺蔵）

中世　呪符（東大阪市教育委員会蔵）▲

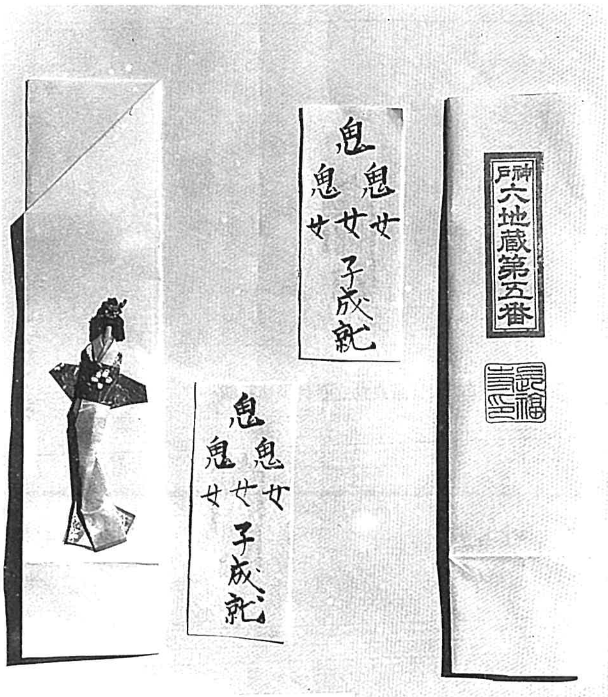

▲安産呪符（神戸市・土口泰行氏蔵）

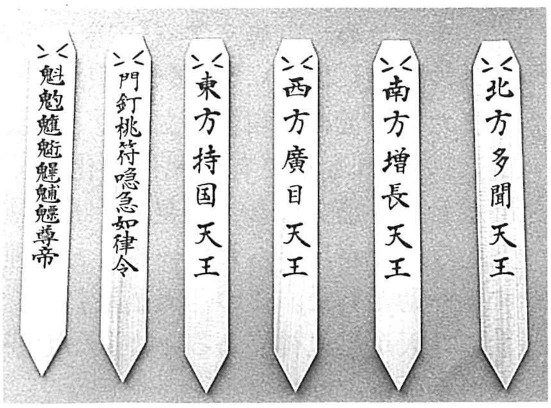

▲符札（個人蔵）

研究ノート

御戴餅について－小児誕生日祝いの餅背負いと戴餅の接点を探る－（その二）

奥野義雄

二、古代・中世の「御戴餅」から

前述（通巻77号）した『玉葉』にみる「戴餅」以外に、公家社会でのこの習俗の有無について、公家の日記を、再度繙いていくことにしよう。

まず、『中右記』の大治五（1130）年正月一日の条をみると、

関白殿兼令参給、於寝殿南庇東西妻戸方、四五宮令奉仕御戴餅給也、五宮去年秋降誕給也、

とあり、すでに窺った「戴餅」の習俗があった正月一日に寝殿で、四宮（小児）と五宮（赤児）の「御戴餅」がおこなわれたことを記述している。そして、五宮は去年秋に生まれた赤児であったことも窺える。

また、三年後の長承元（1132）年正月二日の条に、「次行向一条、小児頂餅」云々と、同記に記載されているが、「戴餅（頂餅）」の詳しい事柄は、大治五年正月一日の「御戴餅（頂餅）」と同様にわからない。

ただ、現行の戴餅の習俗のように小児の一歳の誕生祝いにおこなわれる事象と異なり、一歳未満の五宮（赤児）が戴餅をおこなっている。また四宮（小児）の年令は、一歳であるのか、一歳以上であるのかも不詳である。

しかしながら、公家社会でおこなわれていた「御戴餅」の習俗は、現行習俗のような一歳の誕生祝と同様に、＜一歳＞が基準に考えられていたとも想定し得る。

なぜなら、すでに掲げた『山槐記』の治承二（1178）年正月一日の条を再び提示すると、

斎宮三歳無御戴餅、供御歯固云々、是斎宮例也、上西門院御時如此云々

という文言によるかぎり、＜三歳＞の斎宮は「御戴餅」をせずに、「歯固」のみをおこなった。前述したとおり、この「御戴餅」の習俗は「斎宮」の例（慣習）による。

また、同記の翌年、治承三（1179）年正月二日の条には、

今日猶無東宮御戴餅事、依衰日也、但供御薬、後蔵人右少弁光雅云々

とあり、「御戴餅」と「衰日」がかかわっているように読みとれたが、確かな関連性は示しがたい。

ただ、同年正月三日の条に「元日申日、二日御衰日、今日雖戌日、不可有憚之由、陰陽頭在憲朝臣所申也」という文言から、戴餅をおこなう日取の決定は、陰陽師の範疇であったことが窺える。そして、「長治元年元日二日有御餅」云々と明示され、その後の文言にも「是被追長治例云々」と記述されて、長治元（1104）年の「御戴餅」習俗が後世の凡例になっていたのである。

さらに、同三日の条の記載には、戴餅習俗に関する内容が少し詳しく言及されているので、長文に亘るが、次に掲げてみる（但し、割註はすべて割愛する）。すなわち、

件餅今日自院所被献也、用近江国燧餅、（中略）、沙汰進之、御硯筥蓋（割註略）、今度敷溥様（割注略）、其上置餅三枚（割注略）、其傍置橘（割注略）、大根三筋（割注略）、此外無他物、今二ヶ日料橘大根納折櫃（割注略）一合、納長櫃一合、召亮重衡朝臣於院、為御使被献之、（下略）

とあり、すでに『玉葉』でみた「御戴餅」の習俗と同じであることが窺え、1170年代の公家社会で戴餅の習俗がおこなわれていたことを示しているといえる。

言い換えると、1178年あるいは1179年の正月一日におこなわれた戴餅習俗は、『玉葉』と『山槐記』をみるかぎり、同時代の両公家ともに受け継がれていた習俗であったと考えられる。

戴餅の習俗は、この12世紀以降、13・14世紀を経て15世紀に至るまでの管見の史料－『平戸記』、『吉記』、『勘仲記』、『康富記』などの公家・武家の日記－からは窺えない。こ

の事象は、公家（武家）の社会で戴餅の習俗が消え去ったということを表現するものではない。むしろ、戴餅の習俗の記載がなかったと解釈すべきであろう。

なぜなら、『親長卿記』の長享二（1488）年正月二日の条に、「戴餅祝着」と明記されているのである。また、同記の長享三（1489）年正月二日の条にも、「今日戴餅如去年」と記述されていることからも理解し得る。

つまり、12世紀にあった「御戴餅」の習俗が、13・14世紀を経て、15世紀には「戴餅」云々という明記によって、公家（武家）社会で息づいていたことになろう。ただ、14世紀には、明確ではないが、戴餅の習俗が生き続けていたであろうことが、『師守記』から窺える。

すなわち、『師守記』の暦応四（1341）年正月二日の条に、

> 其後御退出、則有御御(マヽ)歯固儀、主税允(清原)国継布衣奉行之、御歯固具等年預国兼(菅原)沙汰進之家□(君)御覧之後、国子、次予、次内々御方・御斩人・孫三郎・次外史、□(次)賀々房外史子息、幸甚々々、（中略）、次予方赤子見鏡、幸甚々々、鏡一枚自大□(方)賜之、赤子斩、大弐(範増)房鏡一枚進之赤斩、今年初度、□(鏡)二枚見祝着、次女性見赤子所見之、自大方鏡見之、幸甚々々、

とあり、歯固の儀と赤子のために鏡餅の進納が窺える（主題と直接関連しないが、現行の歯固の習俗が子供におこなわれるのに対して、師守とその妻（家君）を含めた家族・一族でおこなわれていたことがわかる）。

暦応四年の赤子のための鏡餅の進賜が戴餅の習俗を意味するかは明確ではない。

また、同記の康永三（1344）年正月三日の条にも「又寮頭殿女房并予女性面覧之、それい鏡自大方一枚賜之、女性鏡自六車用之、御房ニハそれい鏡拝見之、幸甚々々」という文言にみえる「それい鏡」（正誤の提示以前は「おねい鏡」）とは、どのような鏡餅であったのかも明らかではない。しかし、正月二日あるいは三日におこなわれる戴餅と関連する鏡餅である可能性は残っているであろう。

「それい鏡」の「それい」とは、いかなる意味をもったものであろうか。古語辞典にも「それい」あるいは「それい鏡」の項はない。

中世中頃に使われていたであろう「それい鏡」が、戴餅に繋るならば、12世紀から15世紀の間を史実として埋めることができるが、現段階では推察にとどまる。

このことはともかく、平安時代後半から室町時代に至るまで受け継がれてきた「御戴餅」と現行習俗の「餅背負い」との接点の有無を次に検討していくことにしたい。

三、近世～現代の餅背負の習俗

古代・中世の公家の日記から「御戴餅」について窺ってきたが、ここでは近世以降の戴餅について触れていくことにする。

まず、江戸時代に諸国の風俗を調べさせた諸国の『風俗問状答』に、戴餅の記載がないかを窺うことにしよう。

『諸国風俗問状答』の中に、小児の誕生祝いに餅がかかわる記載を四・五例程・抽出し得た。越後長岡領、丹後峯山領、淡路国、阿波国、そして天草のそれぞれの『風俗問状答』に、小児と餅について記述している。

『越後長岡領風俗問状答』には、「田舎にては小児の手を引て歩ませ、後ろより箕にてあふぎ、福手の餅を腰のわたりへそと打つるまねす」という情況が記載されている。この記述には、「年々誕生日祝ひ如何やう」という問いに対して、小児の「二歳の誕生日」におこなわれた習俗が示されたものである。

次に『淡路国風俗問状答』の「年々誕生日の祝ひ如何様」という問いに対して、「多くは二歳目の誕生日に餅を搗、赤飯などを祝ふ市組の内には、餅を座鋪の床に、箕又は盆を置、鏡餅を其中に入、小児にまたがせる有」と答えている。

そして、『阿波国風俗問状答』の「子供のいはひの事」の項目に、「一、誕生よりうちに、立申時は、立餅とて、餅を搗き、小さくもみ、是を見合に、袋に入れ、首にかけさせ、箕の中に立たせ又、すわらせ申候」と記載されている。

三つの事例を掲げたが、それぞれ共通する事柄とは、二歳（あるいは一歳未満）の小児の誕生祝に＜箕＞と＜餅＞が用いられることであろう。すなわち、

①<箕>で小児の後方からあおぎ、<餅>で腰のあたりを打つまねをする。
②<箕>に<餅>を置いて小児にまたがせる。
③<箕>の中に小児を立たせたり、生らせたりする。この時、<餅>を入れた袋を小児の首にかける。

と整理すると、③の小児の誕生祝いの習俗は、京都府下、奈良県内、そして三重県内の各地域でおこなわれている所謂<餅背負い（あるいは背負い餅）>の習俗と似ていることに気付く。

次に現行の小児の誕生祝いの<餅背負い>と<箕入れ>（便宜上仮称しておく）の習俗の四・五例を掲げることにしよう。

⑴子供の一歳の誕生祝いに、一升餅をオイネさせる（オイネ→背負わせる）。オイネさせたまま、箕の中に入れて、箕の前の品物（ソロバン・ハサミ・サシなど）を子供に取らせる<京都府笠置町笠置>。

⑵子供の一歳の誕生祝いに、一升餅を背負わせて、箕の中へたおす。箕の前に置いた品物を子供に取らす<京都府南山城村田山>。

⑶子供の一歳の誕生祝いに、一升餅（二重ねにする）を子供に背負わせて、歩かせるまねごとをする（立たせるまねも）。この背負い餅を<イタダキモチ>という。その後、子供を箕に入れて、箕の前の品物を取らせる<都祁村針ヶ別所>。

⑷子供の一歳の誕生祝に、一升餅を背負わせて、火吹き竹を（杖がわりに）持たせて、箕の中で立たせるまねをさせる。その後、子供を箕の中に坐らせる<月ヶ瀬村長引>。

（補註）子供が生まれた時、実家から二人で、小餅を沢山背負って持って来た。産後の母乳がよく出るようにという“力餅”だといわれている。

⑸子供の一歳の誕生祝に、親類が集まって祝う。この時、子供に一升餅を背負わせるが、その前に一升餅を盆に入れて、餅の上に半紙を敷きつめて、大人が介添えして子供に踏ませる。餅を踏ませた後、背負わせる<生駒市小明>。

⑴〜⑸までの事例の内、⑷の小児の誕生祝の<餅>を「イタダキモチ」と称する伝承は興味深い。

このイタダキモチが古代・中世の「御戴餅」と結びつくかは、一つの同類の伝承のみをもとに断言しがたい。このことについては、今後の丹念な調査に委ねたい。

（1998年7月30日稿了）

民俗資料の聞き書き短信㉙

下市町阿知賀瀬之上・光明寺蔵の当麻曼荼羅について

浦西　勉

1　はじめに

（形状）横七十センチ　縦七十九センチ
　　　紙本著色　掛幅

当麻曼荼羅の原本は、今、当麻寺に、春慶塗長さ四五六センチ、幅二九センチ、高さ二八センチの大函に納められ、函の表面に黒漆楷書で「観無量寿経大曼陀羅和州当麻寺」と記し、蓋函内面に「延宝丁巳五年閏十二月十五日蓮糸大曼陀羅繕治之功畢」と記されて収蔵されている。この原本について、中国から渡来したとの説と我が国で作られたとの説があり、結論はでていない。制作年代は八世紀で唐時代か奈良時代と推定されている。これを原本として、以後、三回模写されている。

一、建保年間（1213〜1219）の模写。建保本（焼失）
二、文亀三年（1503）銘の模写。文亀本（今、当麻寺本堂に安置）
三、貞享三年（1686）銘の模写。貞享本（当麻寺蔵）

描かれている内容は、唐の善導の『観無量寿経疏』によっており、向かって左縁を「観経」の序文義として観経六縁（阿闍世王説話）、右辺は極楽浄土を観想するための前段階としての十三観（定善義）、下辺は残り三観を九分して九品往生図（九品来迎図）（散善義）、下辺中央は銘文帯。曼荼羅の中央部は阿弥陀浄土変相と呼ばれ、虚空会（段）・宝楼宮殿会・三尊会・樹下会（左右）・宝池会・父子相迎会（左右）・舞楽会からなる。

吉野郡下市町阿知賀瀬之上光明寺蔵の当麻曼荼羅も内容に関しては全くこれと同じで、大きさが六分の一に当たるので、六分の一曼荼羅と称するものであろう。銘文・記年号・来歴に関して全く不祥である。『下市町史』（384ページ）に、室町時代初め頃と推定されている。かつて地元の方が、当民俗博物館に持ってこられ、この資料的意義を尋ねられた。以下知りえたことを記すことにする。

2　光明寺の当麻曼荼羅について

①当麻曼荼羅信仰の性格

法然（源空）門において尊重されたもののように思われる。特に法然の弟子の証空（浄土宗西山派の祖［1177〜1247］）において重要としたと思われる。証空が著した『当麻曼荼羅注』十巻（貞応二年［1223］）に興味深い文章があげられている。証空の門には、その伝書として事相部三十八巻が重んじられ、その内、『当麻曼荼羅注』十巻が重要であるとされる（江戸、寛文七年［1667］に版本にて出版されている。上の著も後世の大永五年［1525］空秀によって書き写されたものが今日残る）。この『注』は、あきらかに絵解きに使われたものであろうことは、証空の弟子、嵯峨義の道観が寛元三年（1245）にこの曼荼羅の絵解きをしている記録から知ることができる。また、嵯峨義の本道が元享元年（1321）九月二十一日から七日間にわたって当麻曼荼羅を絵解きした記録もある。

次に、法然門の内、鎮西派の僧達により、応永十四年（1407）、当麻寺に往生院（今の奥院）が建立される。この系統から西誉聖聡が『当麻曼荼羅疏』四十八巻を著している。これ以降、西山派と鎮西派の僧達によって普及せしめられたと考えられる。

②光明寺に関して

瀬之上光明寺は『蓮門精舎旧詞』によると、
同（龍洞院）末同州同郡同村起立開山不分明古
跡中興虎鉄正保二年再興
とある。

龍洞院は「本山末」で「中興専蓮社称誉寛永十年再興」とある。江戸期は明確に浄土宗の寺院である。龍洞院に関しては、『下市町史』には、開山蓮求　建長二年現寺院より東方五町に創立。建武の乱の兵火に焼く。応永年中に至り、中興深誉、とある。この寺院の本尊阿弥陀仏は藤原時代のごく末頃の作という。（『下市町史』）龍洞院・光明寺は、当麻曼荼羅の存在から、法然・証空の念仏系僧侶の吉野布教の重要な拠点と考えられる。吉野川の北岸から吉野川をわたる吉野奥地の入り口として阿知賀の地理的条件がおそらくそれに関係があったであろう。

念仏系の吉野地方の普及にとって、もう一方、覚如系統の浄土真宗の存在が古いが、同じ頃に同じ念仏系で法然・証空系の僧達もこの地へやってきたと思われる。

③結　論

以上のことから考察するに

（一）　年代不明であるけれどこの地方に当麻曼荼羅の類例は他に存在せず、唯一の遺品であろう（室町期の作品という説も考慮されるべきである。）。そのころからこの地が、吉野山地への布教のための鎮西派か西山派の浄土系僧侶の拠点と考えられるべき資料で、この地の宗教文化史を考える上ではきわめて重要であろう。

（二）　民俗的に下市町阿知賀から吉野川沿いに念仏信仰がきわめて濃厚である。この当麻曼荼羅を持ち歩き絵解きした僧侶の活動を知る上で貴重である。

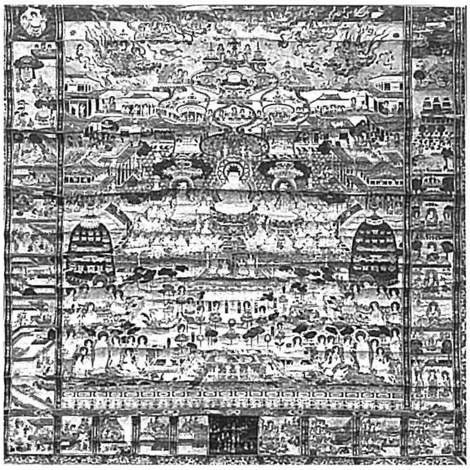

▶光明寺蔵の当麻曼荼羅

―――　お　知　ら　せ　―――

■　平成11年度　特別展
鬼・まじないの世界ー鬼が鬼を制する諸相ー
期　　間　9月18日(土)〜11月14日(日)

■　特別講演
演　　題　鬼をめぐるまじない
講　　師　水野正好（奈良大学学長）
日　　時　10月10日(日・祝)午後2時〜
募集定員　60名
応募方法　往復葉書
（1人1枚､住所･氏名･電話番号記入）

■　特別展の展示解説　午後2時〜
ワークショップ「展示解説①」9月26日(日)
ワークショップ「展示解説②」11月7日(日・祝)

■　体験学習　シメナワつくり
日　　時　12月12日(日)午後1時〜
募集定員　40名
応募方法　往復葉書
（1人1枚､住所･氏名･電話番号記入）

■　常設展
大和のくらしー農村・山村のくらし

■　大和民俗公園内の古民家
18世紀から19世紀の奈良県内の特色ある民家を移築復原
重要文化財2、県指定文化財4、未指定建造物5、計11棟

奈良県立民俗博物館
〠639-1058　大和郡山市矢田町545
（大和民俗公園内）
☎　0743(53)3171

入 館 料　大人200円　大・高150円　中・小70円
開館時間　午前9時〜午後5時
（入館は4時30分まで､民家は4時まで）
休 館 日　月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)
交通機関　近鉄郡山駅・ＪＲ郡山駅＞奈良交通バスターミナル①のりばから乗車、矢田東山下車徒歩7分

編集発行　奈良県立民俗博物館　〒639-1058　奈良県大和郡山市矢田町545　☎0743㊸3171㈹　印刷　中西文山堂